

二地域居住について

国土交通省国土政策局地方政策課

二地域居住等の促進について

令和7年1月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

○二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方

○二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在

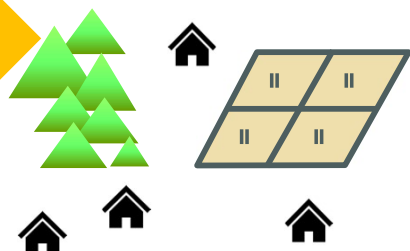
- ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
- ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本を活用**し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
- ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
- ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。

都市部



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

地方部



- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

往来

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

新しい体験・多様な体験

都市でも地方でも
それぞれの地域の良さを享受できる
新たな出会いや体験が待っています



新たなコミュニティに参加

今までいた場所では出会えなかった
コミュニティに参加できるかもしれません。
多様な趣味のサークルやご近所づきあいなど
貴重な人や場とのつながりが身近に。



働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現

自身の志向や感性に応じて時間や場所を
選択する生活スタイルの可能性があります。
地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーな
どを日常的にもっと味わうことが可能になり、
充実した生活を営めます。



地域に必要とされる存在・自己実現

自身の趣味や特技、培った経験を
多様な地域で発揮することで、
その地域の助けとなるとともに、
やりがいや生きがいにつながります。



災害時等のいざというときの 避難場所として

日本はいつ災害に見舞われるかわからない
災害列島です。
二地域居住をしていれば、いざというときに
住み慣れた地域へ避難することができます。



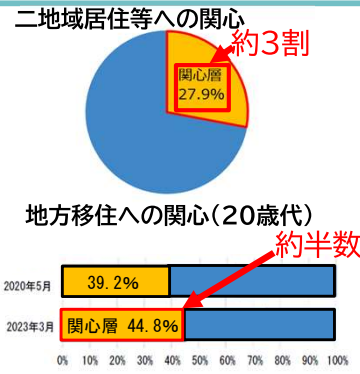
将来の移住に向けて

現在の拠点を残しながら、
別の地域での生活をお試し。
移住に比べて、かかわりを残しながら、新た
な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。



背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- ・ 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画（特定居住促進計画）を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置（住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等）
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援＜予算＞
- ・ 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

- ✓ 広域からの来訪者（観光客等）を増加させるインフラ（アクセス道路等）の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備（都道府県事業）について社会資本整備総合交付金（広域連携事業）により支援＜予算＞

市町村（特定居住促進計画）【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針（地域の方針、求める二地域居住者像等）
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼ 整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>

※1法律上は「特定居住」

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人（二地域居住等支援法人※2）の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例：不動産会社）等を二地域居住等支援法人として指定可能
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供（空き家等の不動産情報は本人同意が必要）
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援＜予算＞

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能
※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る（KPI）①特定居住促進計画の作成数：施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数：施行後5年間で累計600法人

二地域居住の促進に向けた取組イメージ

他地域



A県

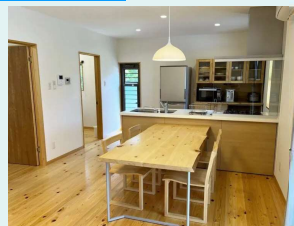
UIJターンを含む若者・子育て世代

特定居住促進計画に基づく
特定居住促進区域(市町村)

制度

⇒各予算事業と連携

住まい



空き家を改修したお試し居住施設※
(空き家改修予算と連携)

予算

なりわい・働き方



コワーキングスペース※
(R6予算で補助制度を創設)

予算

IC



IC-コワーキング
スペース間の道路の整備
(社会資本整備総合交付金
(広域連携事業))

予算

総合支援



提供: TURNS

〇二地域居住等支援法人
住まいの相談、仕事情報の提供、
地域コミュニティへの誘いなど総合的支援
(R5補正・R6当初予算で支援)

制度 予算

コミュニティ



交流施設※
(地域交流の促進・情報発信)

予算

連携



〇二地域居住等促進協議会
(市町村、県、地元宅建業者、
地元住民、地元商工会、農協等で
計画を協議)

制度

※計画に位置付けられた施設を
開設しやすくする特例を措置

制度

二地域居住促進のための主な予算案(R7年度当初予算案)

分野	予算(項目)	内容	R7予算要求
住まい	空き家対策総合支援事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	7,900百万円
	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)		社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)		
なりわい(仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設(R6年度より)	130百万円
	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加	300百万円
インフラ	広域連携事業(社会資本整備総合交付金)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業650百万円の内数
地域交通	共創・MaaS実証プロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業27,399百万円の内数
地方創生	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(内閣府)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	200,000百万円の内数
農山漁村	農山漁村振興交付金(農水省) ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち農村RMO形成推進事業	特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援	10,388百万円の内数

先導的な二地域居住等を促進するための取組を行う主体への支援について(R6年度)

概要

二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、改正法施行後は特定居住支援法人等になり得るモデル的な先行事例として、R6年度は以下の9件の取組を採択し、支援を実施

【厚沢部町二地域居住コンソーシアム（代表団体：厚沢部町）】

北海道厚沢部町

保育園留学における二地域居住向けの対応の一元化と窓口設置、
住まい・仕事・コミュニティに関するサービスにおけるDX化の要件検証

【株式会社perch 新潟県佐渡市

「学び」→「実践」→「共有」の循環型体験学習
プログラムを提供

【三重・松阪・香肌二地域居住推進プロジェクト（代表団体：三重県）】

三重県松坂市

二地域居住等における子育て環境の整備およびコーディネーターの育成

【合同会社KAZAMI】鹿児島県奄美市

二地域居住や移住等を見据えた「新しい働き方」
創出とマッチングへの取組

【株式会社ワイズスタッフ】北海道北見市

中長期滞在を通じた、保育園送迎や地域産業との
マッチングに向けた体制づくりのための取組

【特定非営利活動法人高田暮舎】岩手県陸前高田市

「アーティスト・イン・レジデンスプログラム」
による、若手アーティストや美大生等を対象とした
二地域居住等の実証

【ミテモ株式会社】長野県塩尻市

シビック・イノベーション拠点スナバのコミュニティ・ゲート
ウェイ機能の体系化のための実証調査

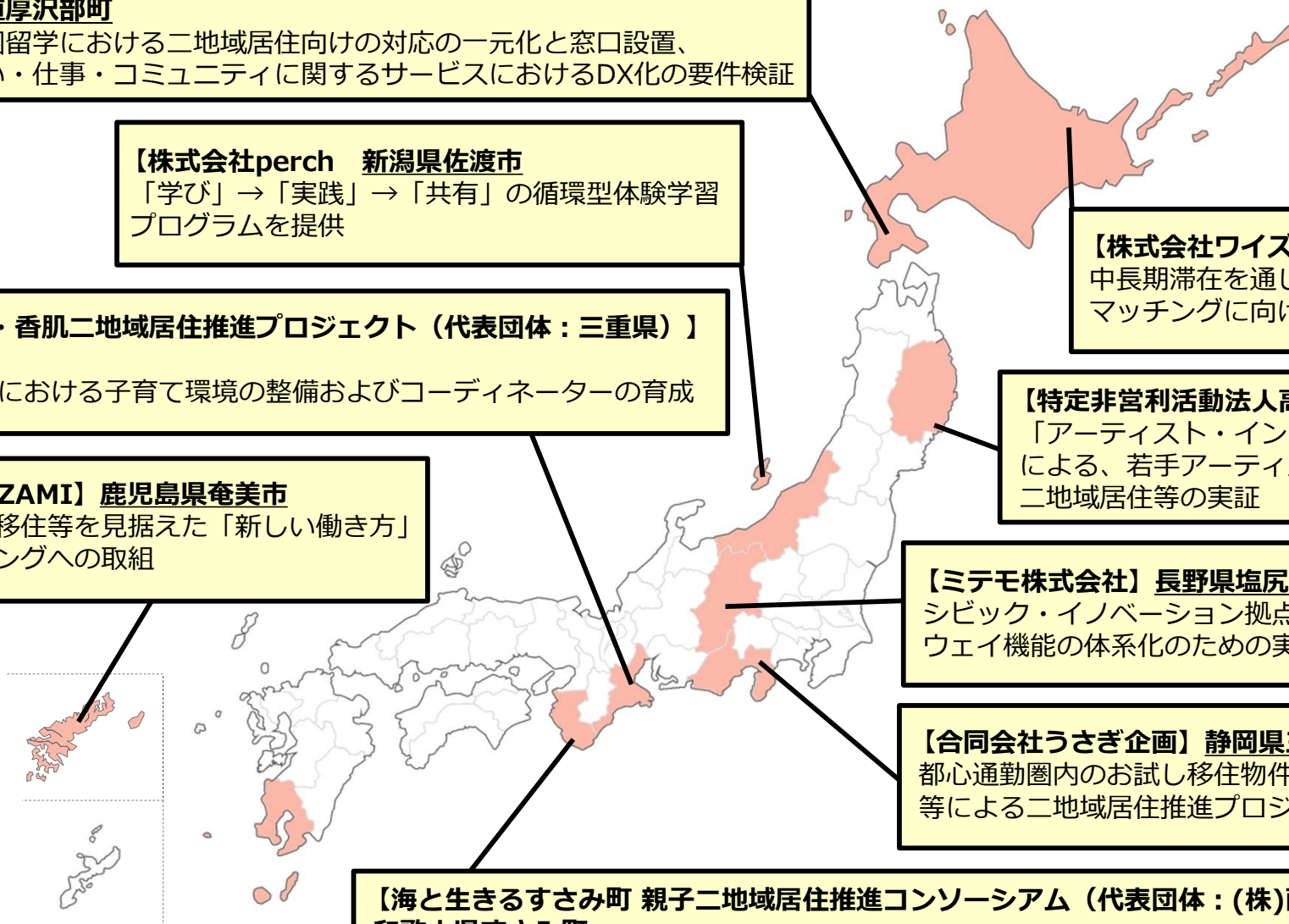
【合同会社うさぎ企画】静岡県三島市・長泉町

都心通勤圏内のお試し移住物件×ビジネス接点×モビリティ
等による二地域居住推進プロジェクト

【海と生きるすさみ町 親子二地域居住推進コンソーシアム（代表団体：(株)雨風太陽）】

和歌山県すさみ町

一時預かり制度・区域外就学制度を活用した未就学・就学児一体での教育環境整備、
モデルツアーを通じた来訪・受入側双方の住まい・コミュニティに関する要件調査



二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「8. 具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

●二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

・高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

●地域における生活環境の整備

・地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

●二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

・二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月）の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024（抜粋）

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

（令和7年度予算案：10百万円）

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

（令和6年度補正予算案：300百万円・令和7年度予算案：10百万円）

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

（令和6年度補正予算案：100百万円）

- ・官民共創による取組を加速化するため、官民のマッチング機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。（HPの機能強化、イベント開催、啓発パンフレットの作成 等）

○二地域居住等の促進にあたっては、二地域居住等に伴う交通費、滞在費等の諸費用への支援、地域交通、医療・福祉、子育て・教育等の地域における生活環境の整備、二地域居住先での納税や住民票等の地域への関わりの環境整備などが、今後の更なる課題となっており、中長期的な検討が必要である。

○中長期的な課題の解決に向けた実証的なモデル事業をハード・ソフト一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。

【支援対象例】

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の制度面・手続き面の課題に対する実証や環境整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要システム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額（※上限額は2000万円）

・実証実施に要する経費

1 / 2

※事業が複数年度にわたる場合も事業実施可能

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3、民2)が共同代表(任期1年)となり、全国979の団体(官:730/民:249)が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞ (令和7年1月1日時点)

○地方公共団体 730団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 685団体

○関係団体、民間事業者等 249団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、
農林水産省、経済産業省

共同代表(5者)

任期1年

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



資料名	策定期期	URL	QRコード	概要
地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブック（第4版）	令和6年7月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001752009.pdf		自治体での施策や事例等を交え、各自治体が抱える課題を解決する上での一助となるもの
二地域居住等促進のための広活法運用ガイドライン	令和6年11月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769193.pdf		地方公共団体において広活法の円滑かつ適正な運用が図られるよう、国の考え方や運用に当たっての留意点等を示すもの
特定居住支援法人の指定の手引き	令和6年11月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf		各市町村が支援法人の指定等を行うに当たっての基本的な考え方や審査の基準を含む事務取扱要綱（例）を示すことで、各市町村における業務の適切な実施の一助となることを期待するもの